

国立医薬品食品衛生研究所競争的研究資金等の直接経費から電気料を支出
する取扱いに関する要領

(目的)

第1条 本要領は、国立医薬品食品衛生研究所競争的研究資金等の会計に関する細則第15条第2項の規程に基づき、国立医薬品食品衛生研究所（以下、「当所」という。）における職員等（常勤職員、再任用職員、非常勤職員、労働者派遣法により派遣された者、その他当所において研究業務に従事する者をいう。）が使用する競争的研究資金等（研究者個人に交付される国の資金による研究資金をいう。）の研究の実施に直接使用する機械装置等（以下「機器」という。）の運転等に要した電気料を、競争的研究資金等の直接経費から適正に支出するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする競争的資金等)

第2条 本要領の対象とする競争的研究資金等については、交付要綱、事務取扱要領等に直接経費から電気料を支出できることが明記されているものとする。

(対象とする機器)

第3条 競争的研究資金等による研究の実施に直接使用することが明確なものであって、電気の使用量が合理的に算出できる以下に掲げる機器類とする。

ア 冷凍冷蔵庫等、常時使用する機器であって、メーカー等に使用電力量を確認する等により使用量が合理的に算出できるもの。

イ シークエンサ等、随時使用する機器であって、競争的研究資金等による研究の実施に係る使用時間を確認する等により使用量が合理的に算出できるもの。

(電気料の算定方法)

第4条 電気使用量を算定できるメーターが機器に装備されている場合は、検針による使用量等により、当該競争的研究資金等による研究に使用した料金を月毎に算出する。

2 電気使用量を算定できるメーターが機器に装備されていない場合は、使用時間等を勘案して、算出根拠を明示した上で、当該研究に使用した料金を次の算定方法により、月毎に算出するものとする。

ア 常時使用する機器

月当たりの標準的な消費電力量（kwh）×所の業務、他の研究費との併用状況×
月毎の1kwhあたり単価（円/kwh）

※月半ばから使用開始した場合は日割り計算

イ 随時使用する機器

時間あたりの標準的な消費電力量（kwh）×1月当たり使用時間×月毎の1kw

h 当たり単価 (円 / k w h)

(注) 「標準的な消費電力量」とは、年間消費電力量、標準消費電力量、定格消費電力量など各メーカーが設定する基準によるものとし、取扱説明書の記載、メーカーに照会する等により機器の標準的な消費電力量を確認する。

- 3 常時使用する機器であって、当該競争的研究資金等による研究以外の用途にも使用している場合は、その占有容積等により按分して算出する。

(機器使用台帳)

第5条 職員等は、競争的研究資金等による研究に使用した機器のうち随時使用するものについて、別紙1の様式により機器の使用状況を管理するものとする。

(支払い方法)

第6条 以下の方法により行うこととする。

ア 職員等は、競争的研究資金等による研究に使用した機器について、月毎に別紙2の様式により算定した電気使用量を当該月の翌月5日までに総務部業務課に提出する。

ただし、常時使用する機器のみを使用しており、前月と比較して使用状況等に変化がない場合については、この提出を不要とする。

イ 総務部会計課(以下「会計課」という。)は、毎月の電気料金の支払請求を受けて、1 k w h 当たりの単価を算出し、業務課に報告する。

ウ 業務課は、第4条に掲げる計算方法により当該月の料金を算出し、会計課の指定する期日までに、指定した光熱水料預り用口座に振込むものとする。

エ 会計課は、業務課に対して電気料預かり証を発行する。

- 2 前項ウに基づく振込は、必要に応じて数月分を取りまとめて行うことができる。

(支出の期間)

第7条 本要領による支出は、本要領が施行する日の属する月の初日から使用する電気料の支払いから行う。

- 2 各年度の競争的研究資金等の実績報告の取りまとめに時間を要することを踏まえ、2、3月中に使用した電気料については、本要領による支出は行わないものとする。

附 則

1 この要領は、平成27年3月1日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、競争的研究資金等の直接経費から電気料を支出する取扱いに関する細則(平成26年10月1日施行)を廃止する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月7日から施行する。